

# 新自由主義の高金利正当化論を切る

## 経済学から見る消費者金融高金利問題

静岡大学 鳥畑 与一

はじめに

1. 不完全市場としての消費者金融市場
2. 消費者金融市場に価格（金利）メカニズムは働くのか？
3. リスクに見合った金利が適正金利なのか？
4. 上限金利引下げは不況をもたらすのか？
5. 自由放任こそが実質的金利低下を実現するのか？

おわりに

### はじめに

現在、出資法（29.2%）と利息制限法（15～20%）の上限金利の違いであるグレーゾーン（灰色）金利撤廃が確実となるなか、新たな上限金利の水準が焦点となっている。金融庁が利息制限法上の上限金利に一本化する方針であるとの報道がある一方、出資法上の上限金利への引上げを求める消費者金融業界が政府与党への働きかけを強めており、一部小口貸出の例外化の可能性等が報じられているからである。高収益源を目指し消費者金融への参入を進める大手銀行も、「信用リスクに応じた金利商品を提供」する戦略の中で、利息制限法を超える高金利については消費者金融会社が担う業務提携を進めており予断を許さない状況と言える。

消費者金融における上限金利は、いわゆるサラ金被害や商工ローン問題を背景に順次引き下げられ、2000年6月には40.004%から29.2%への上限金利引下げが行われた。これに対して消費者金融業界は上限金利の引下げ阻止を目指して様々な取組みを行ってきたが、とりわけ「信用リスクに見合った金利」論など経済理論による高金利正当化論を積極的に展開してきた。その中心が消費者金融連絡会（大手5社）と早稲田大学消費者金融サービス研究所（2000年12月設立）の連携による高金利正当化論であるが<sup>(1)</sup>、元通産・大蔵官僚の石川・野尻両氏が金利は「信用リスクが高いほど高くなる」のであり「国民経済上重要なことは、さまざまなリスク層の資金需要者に対して、さまざまな資金供給者が現れることにより、資金受給者にとって選択肢が広が

注（1）消費者金融サービス研究所は、早稲田大学が外部資金導入のために設立したプロジェクト研究所の一つであるが、10名を超える研究員が「消費者金融に関する学際的かつ国際的な調査研究を行う」中で経済学による高金利正当化論を精力的に展開している。

るということ」として、個人向け貸出については「与信業の上限金利規制統一法」で借入金額別に30～45%という高金利を提案するなど一定の拡がりを見せている(2)。

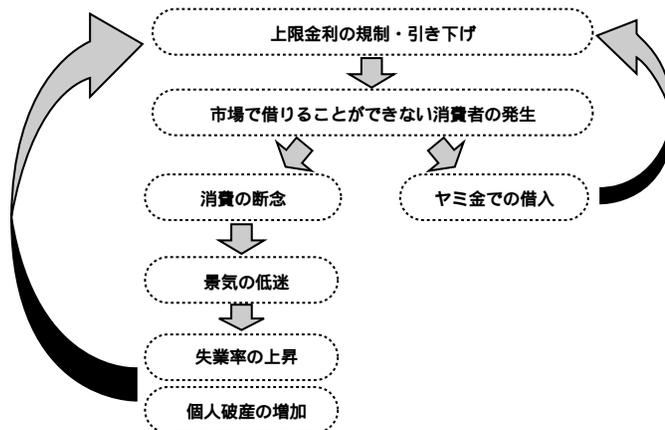
この高金利正当化論は、論者によって様々な経済理論を活用しながら、まず日本弁護士連合会や被害者団体等による上限金利引下げ運動が弱者救済を旗印にした法学的視点からの経済理論を踏まえない要求であるために、消費者金融市場の健全な発展を妨げ借手の利益を逆に損なうとして、規制緩和と競争原理の徹底こそが重要であると主張する。「消費者金融という経済厚生に寄与する金融機能への無理解と偏見に満ちた先入観が上限金利を引き下げるといふ暴挙」をもたらしたのであり、上限金利引下げで「暴利に苦しむ消費者が救われる」式の「感情論先行で進められた2000年の出資法改正は明らかに失政であった。……上限金利は2000年5月以前の40.004%に引き上げられるべきである。上限金利の引下げは消費者を幸福にしない」と断じられるのである(3)。レイクを運営するGEコンシューマー・ファイナンスも、金融庁貸金業制度等に関する懇談会で図1のように、上限金利引下げは借手の不利益のみならず日本経済

の消費不況まで引き起こすとの主張を行っている。

この「高金利こそが借手の利益である！」という耳を疑う主張の主要な理論的論拠として挙げられるのが、消費者金融市場においても市場原理=価格(金利)メカニズムは成立するのであり、市場参加者の合理的行動による需給に基づいて成立した金利水準での資金供給実現(アベイラビリティの高さ)こそが借手の利益をもたらす、信用リスクに見合った金利が適正金利であるが上限金利引下げはハイリスク借手層を市場から排除し闇金融市場に追いやることになる、消費者金融市場では借手のリスク度に応じて大手貸金業者と中小貸金業者の棲み分けが成立しているが、上限金利引下げは中小貸金業者の淘汰、競争抑制を通じて消費者金融市場の発展を妨げ、消費抑制による不況を促進するという論理である。

確かに、早稲田グループがしきりに引合いに出す「標準的な経済学の教科書」では、完全市場、完全競争などの条件を前提に市場における価格規制の有害性が説かれるのが一般的である。しかし、完全市場などという非現実的な仮定や異なる対象(企業金融や所得の貯蓄と消費

図1 上限金利規制がヤミ金問題・個人破産の悪循環をもたらす



注(2) 石川和男・野尻明裕『銀行とノンバンクの融合 - 上限金利規制統一法的设计』金融財政事情研究会、2005年

(3) 堂下浩「米国サブプライム・レンダーの勃興と衰退」2001年、「上限金利引下げの影響に関する考察」2003年、消費者金融サービス研究所Working Paper。

への配分に関する消費者行動などを分析して引出された結論を消費者金融市場に機械的に適用し、「上限金利規制は有害であり市場原理に委ねることが借手の真の利益をもたらす！」と結論することは、市場原理を過度に信奉する新自由主義経済学の論理に他ならない。消費者金融市場という不完全で不完備な市場への市場原理の機械的適用は、韓国の事例が示すように、貧しく立場の弱い借手に対する収奪的な高金利による悲惨な被害をもたらすのである。

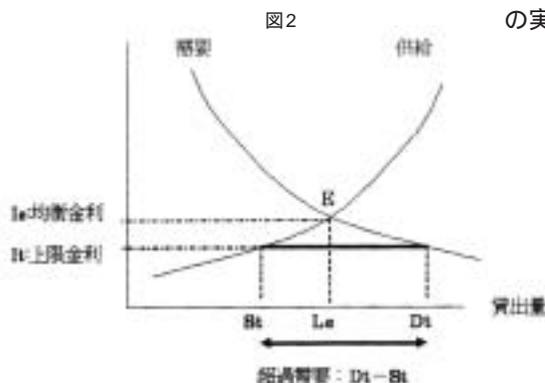
## 1. 不完全市場としての消費者金融市場

高金利正当化論の特徴の一つは、その主張を導き出すために多くの非現実的な仮定のもとで理論展開を行う点にある。例えば、貸金業者も借手も共に消費者金融市場の参加者として同じだけの情報と知識、交渉力を持ち、「自己の利益を最大にするように合理的に計算して行動する」という仮定である(4)。貸金業者と借手間の情報の非対称性を認める場合でも、消費者教育や情報公開の推進で克服できる問題として取り扱われるため、自己利益の最大化を目指して合理的に行動する消費者という仮定がその論理展開に貫かれることになる。

このような合理的な借手を前提にして、消費者は借入を通じて将来所得を現在所得に移転す

る二時点間取引（金融取引）を通じて消費効用（欲求実現）を最大化するよう行動するという仮定が導き出される。ここでは借手の消費に対する欲求の実現度（効用の大きさ）が最大の評価基準となるため、欲求実現に向けた借手の「合理的な判断」の結果成立した金利はどんなに高金利であっても消費者の利益を最大化する適正な金利とされ、借入の容易性（アベイラビリティ）が消費者金融市場が効率的に機能しているかどうかの事実上唯一の基準とされてしまうのである。ここから多様な借手ニーズに基づいた多様な金利水準での借入実現こそが消費者金融市場の健全な発展であるという高金利正当化論の消費者金融市場観が導き出されることになる。

しかし、消費者金融市場を、上記の条件を満たした市場（完全市場）と見なすことは無理である。借手のほとんどがグレーゾーン金利の存在さえ知らずに借りていることや、生活資金の不足を補うための借入が大部分であることに象徴されるように、借手と貸金業者間の情報と知識、そして交渉力の格差は極めて大きい「不完全市場」であるというのが現実である。必要な生活費を補うために借入を余儀なくされた十分な知識と交渉力を持たない借手に対して圧倒的に強い立場に立つ貸金業者によって高金利が強制される不完全市場というのが消費者金融市場の実態なのである。



## 2. 消費者金融市場に価格（金利）メカニズムは働くのか？

高金利正当化論は、「消費者金融市場における金利も、同じ枠組みで考えることができる」として一般の財市場と同じように消費者金融市場

注(4) 晝間文彦「消費者金融の経済的意義」消費者金融サービス研究所WP、2001年。

(5) 消費者金融サービス研究所「上限金利規制が消費者金融市場と日本経済に与える影響」2006年。

でも需要と供給が釣り合う均衡金利が成立するとする(5)。そして図2のように、均衡金利以下に上限金利が規制されると、借入需要が貸出供給を上回る超過需要状態となり、規制金利では借りることのできない借手が市場から排除され闇金融市場に流れ込む一方、消費が減少すると主張する。上限金利規制がなく需給が一致する均衡金利で貸し出されていれば、このような超過需要は発生せずヤミ金融の被害も生じないという訳である。

しかし、一物一価が成立する財に対する価格メカニズムと、借手の信用度という個別性の高い消費者金融市場における金利メカニズムを同列に置くことはできない。信用リスクが存在し、かつそのリスク情報に関する正確な評価が困難な(情報の非対称性が大きい)場合、「金利が単純に資金の需給を均衡させるオークション市場のように考えるべきではない」と指摘されるように(6)、金利は資金の需給を調整する機能を持たないからである。例えば、ある貸出金利が借手のリスク度を正確に反映できない場合、その金利水準(リスク評価)以上に信用度の高い借手は借入を行わない一方で、信用度の低い借手が借入を積極的に行うことになる。いわゆる逆選択であるが、このような場合、高金利は借手の劣悪化(不良債権の増大)を招くことで貸手側の収益悪化を結果することになり、高金利ほど貸出を増大させるという図のようなメカニズムは働かないのである。

また金利による資金需給メカニズムが説かれる場合、それは貯蓄(供給側)と投資(需要側)を想定した理論であり、消費のための借入である消費者金融に機械的に適用することはできない。例えば、投資のための借入需要は金利変動による借入コストの増減によって調整されるが、消費のための借入需要は家計消費を賄うのに不足した所得を補うためのものであり金利が

高くても借入が容易であれば借入が選択されるという性質を持っている。さらに投資のための借入の場合は将来生み出される所得増加分内からの返済であるが、消費のための借入の場合は所得先取りによって減少した将来所得からの返済である。消費者金融の場合、消費のために不足した所得を補うための借入であるため、消費者にとって借入の容易性が最大要件であり金利の高低が重要視されない一方で、その高利性は将来所得からの返済をより困難化するという「矛盾」を抱えているのである。

消費者金融市場では、そもそも財市場における一物一価的な均衡金利は存在せず、高金利正当化論が一方で主張するように信用リスク度に基づいた個別金利が成立する世界なのであり、均衡金利を下回る規制金利による超過需要の発生とその市場からの排除は成立し得ないのである。

### 3. リスクに見合った金利が適正金利なのか?

高金利正当化論は、一方で信用リスクの存在という消費者金融の特質を踏まえた主張を行う(7)。「金融機関が完全な個人情報を把握して定量化できるモデルを開発したならば、個人の信用力と当該人物への適正金利は特定の分布に従うものと想定される」として、図3のように、借手の信用リスク(金利の高低)に基づく人口分布は正規分布で描けるとする一方、それぞれの信用リスクに見合った金利が適正金利であるとする。そして信用リスク以下の金利では貸金業者は貸倒れ費用などのコストを回収できず採算割れとなるため貸出ができないことになるため、上限金利の引下げは消費者金融市場からの高リスク借手層の排除を結果し、闇金融市場に追いやることになると言うのである。また、消費者金融市場は、低リスク層(プライム層)と

注(6) J.E.スティグリッツ『新しい金融論 - 信用と情報の経済学』東京大学出版会、2003年、3ページ。

(7) この主張の中心が堂下浩氏である。上掲論文の他に「上限金利引下げと闇金融増殖のメカニズム」(『消費者金融市場の研究』文真堂、2005年、第6章)を参照されたい。

高リスク層（サブプライム層）に二分され、大手と中小の貸金業者による棲み分けが成立しているが、上限金利引下げは中小貸金業者の営業を困難にし、その淘汰を促進することでサブプライム市場の破壊をもたらすことで借手の利益を損なっているというのである。

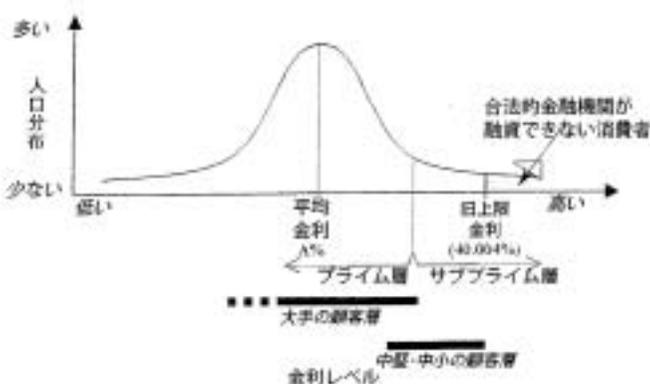
確かに、パーゼル銀行監督委員会による国際的な自己資本規制の中で、信用リスクの計量化モデルに基づく所要自己資本準備が導入されるなど信用リスク管理の重要性が高まっている中、リスクに見合った金利の設定はあらゆる金融機関経営にとって重要な経営課題になっている。しかし、企業向け貸出においても困難とされる信用リスクの計量的把握に基づいた「リスクに見合った金利」原則を、図3のような個人信用リスク分布を想定して消費者金融市場に適用することは間違っている。

第1に、個別性の高い消費者金融市場の借手の正確な信用リスクの把握とそれに基づく金利設定は極めて困難であり、現実に消費者金融市場でそのような金利設定はされていない。インターネットや無人貸出機で迅速審査を謳っている大手では、氏名、住所、勤め先、年収、保険区分、借入額などの基本データの確認を行うに過ぎない。この基本データを基に10秒から30分のスピード審査による借入容易性を競い合っ

ているのであり、全国信用情報センター連合会を通じた事故歴をチェックするに留まっているのが実態である。このような簡易審査の一方で出資法上限金利に張り付いた高金利（25%以上）での貸出が一律に行われているのであり、信用リスクの大きさに関わりなく一律の高金利が適用されているのが現実である。実際、借手の72.4%が25%以上の高金利で借り入れており（『消費者金融白書』）、消費者金融サービス研究所はその高金利が「顧客のリスクに正しく対応した金利で行われている」と「仮定」して上限金利が23%に引き下げられた場合46.1%の借手が消費者金融市場から排除されると主張するが（4）そもそも一律の貸出金利の適用とその下での高収益の実現が信用リスクに基づく金利設定になっていないことを如実に示している。図3で言えば、平均金利左側に属する低リスク層に対しても一律の高金利（信用リスク以上の金利）が適用されているのであり、平均金利においてリスク以上の金利とリスク以下の金利が相殺されることになるため、平均金利を上回る限り上限金利引下げが高リスク層を排除するという論理は成立しないのである。

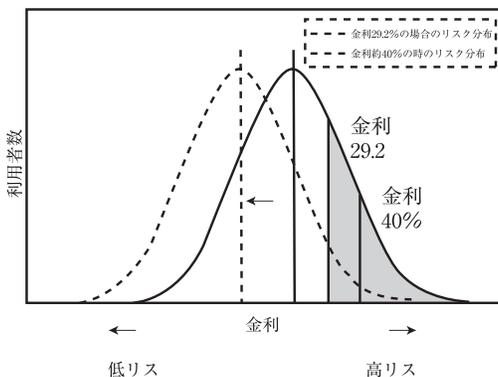
第2に、そもそも個人の信用リスク分布を図3のような正規分布で把握することはできない。リスク分布を正規分布として仮定することはVAR（Value at Risk）などのリスク計量化モデルで行われるが、この仮定はもともと株や外国為替などの市場リスクを想定したものである。これを信用リスクの計量化モデルに適用する場合も、格付けによってグループ化された借手集団への貸出額（ポートフォリオ）における予想損失率に対する乖離（予想外の損失）を予測しリスクを計量化する際に用いられるものであり、個人ごとの信用リスク分布を示すものとして使用することはできない。

図3 個人の信用力（適正金利）の分布（概念図）  
 (a) 出資法改正直前の個人信用力の分布



第3に、この正規分布を用いた確率論的手法に基づくVARなどのリスク計量化モデルの欠陥として、リスクを外生的要因として扱うことの問題点がダニエルソンなどによって指摘されてきた(8)。リスク計量化モデルが市場参加者の行動の変化と無関係なものとしてリスクを取り扱うことはリスクを天候などの自然リスクと同列に扱うことになるが、金融市場のリスクは市場参加者の行動の変化に大きく影響を受けるのが現実であるという批判である。図3の信用リスクの分布図も、個人の信用リスクを自然にすでに存在しているかのように不変なものとして扱っており、事実上信用リスクを金利水準と無関係なものとして想定している。しかし消費者金融における信用リスクを左右するもっとも大きな要因が金利水準の変化に他ならない。金利上昇は、借手の返済負担の増加を通じて信用リスクを高めるが、将来の所得を生み出さない将来の所得の先取りによる消費の実現という消費者金融の性質から、高金利は借入による返済という多重債務化による借手破綻を引き起こす主因となるのである。逆に上限金利引下げは、返済負担軽減を通じて信用リスクを低下させるのであり、図4のように正規分布が左側に移動することで高リスク層の市場からの排除を結果しないことになる。

図4 借手のリスク分布



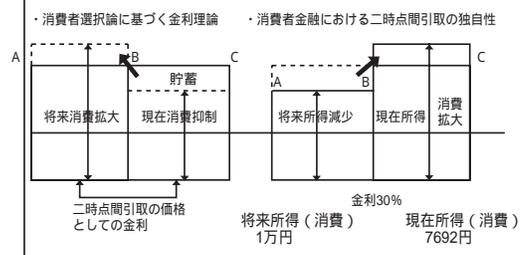
第4にリスクに見合った金利は、所得低下や失業・病気などにより返済能力が低下すればするほど高金利を正当化することになる。株や債券などの取引の場合にはリスクに見合った報酬(リターン)は合理的であるが、その原則を企業や個人に適用した場合、返済能力の低下に反比例的に返済負担を増大させることで返済不能を促進し長期的な持続可能性を破壊してしまう危険性が高いのである。個人破産の増大は、家庭崩壊や犯罪などの社会的損失を招くのであり、消費者金融においてはリスクに見合った金利ではなく支払い能力に応じた金利が原則であるべきである。

4. 上限金利引下げは不況をもたらすのか？

高金利正当化論は、金融とは現在所得(消費)と将来所得(消費)の二時点間取引であるということから消費者金融の需要喚起効果を強調する。そして上限金利引下げが借手の市場からの排除による貸出額縮小を通じて消費不況をもたらす、換言すると「高金利ほど消費を増大させ好況になる！」と主張する。

確かに消費者金融取引は、将来所得の現在所得への移転による現在消費の拡大という側面を持っているが、この側面のみを強調することは間違っている。第1に、将来所得を借入で現在所得に転換した場合、金利が30%であれば将来所得1万円は現在所得7692円に割り引かれてし

図5



注(8) Jon Danielsson, "The Emperor has no Clothes: Limit to Risk Modelling", Financial Market Group, London School of Economics, September 2001

まい、大きく減少した消費しか行えない点が無視されているからである。現在消費を拡大し欲求を充足させるために、金利支払による割引かれた消費と将来消費の減少という二重の消費減が生じるのである。

第2に、将来所得の先取り分（借入）の返済問題が無視されている。そもそも消費者選択論では、現役世代と老後世代を想定した二時点間モデルにおいて、現在所得を現在消費と貯蓄に分配することで将来所得（消費）の最適化を実現する消費者の合理的行動が論じられる。資金余剰の個人を想定したモデルを資金不足の個人を想定したモデルに転換することは可能であるが、その場合、消費拡大効果のみではなく返済問題も同時に論じられなければならないが、この点を高金利正当化論は事実上無視するのである。

投資目的の借入の場合、返済原資は新たに生み出された利潤によって賄われるが、消費者金融の場合、限定された所得の中で返済せざるを得ないのであり、高金利であるほど将来の返済が困難になる。二時点間モデルではこの返済問題が曖昧化されるが、生涯所得の多岐間における分配問題として見た場合でも、将来所得の先取りは一定の時点で限界に達する。借入金額の増大と高金利は益々少ない現在消費と将来の返済負担増加という悪循環を通じて多重債務化を招き、破綻時点の早期化を結果することになる。また高金利であればあるほど生涯所得中の消費に転換できる部分の減少を招くのであり、長期的には需要を減退させることになる。逆に低金利であるほど、将来所得はより大きな現在消費に転換されると同時に、返済可能な借入可能額が増大するのであり、消費を促進することになるのである。

第3に、高金利正当化論はハイリスク層の排除のみに注目して高金利が消費減退を招くと主張するが、このことによって金利低下は借入需要増大をもたらすという市場原理を自ら否定する自己撞着を招いている。

## 5. 自由放任こそが実質的金利低下を実現するのか？

高金利正当化論、消費者金融市場がリスクの高い層（プライム層）と低い層（サブプライム層）からなる二つの市場に分化しており、そこに大手貸金業者と中小貸金業者間の棲み分けが成立しているとする。そして上限金利の引下げはサブプライム市場における中小貸金業者の営業を困難にすることで、貸金業者数や新規参入数の減少による競争停滞を結果する一方で、借手への様々な手数料賦課などの非金利負担の増加が進むと主張する。上限金利規制は消費者の実質的負担を増大させるだけであり、規制撤廃による競争原理の徹底こそが実質的金利低下を促進し消費者の利益をもたらすと言うのである。

しかしこの主張は、第1に高金利による借手の多重債務化の過程における大手貸金業者と中小貸金業者の分業関係（共犯関係）を単なる「棲み分け」と言い換えている点で誤っている。図3で説明されるハイリスク層の実態は多重債務化によって追い詰められた借手層であるが、正規分布図で描かれるように自然にこのような多重債務者（ハイリスク層）が存在しているわけではない。現実には、大手貸金業者のCM等によるソフトな宣伝で影響を受けた借手がまず大手貸金業者から借入を始め、それが高金利による返済の困難性から借金による借金の返済すなわち多重債務に陥ることで低リスク層から高リスク層への「転落」が進み、この結果大手貸金業者からの借入が不可能になっていくのである。このようなプライム市場から排除された高リスク層の受け皿となっているのが中小貸金業者に他ならないし、さらに多重債務化の深刻化によって中小貸金業者からも排除された借手の受け皿が闇金融市場に他ならない。個人の信用リスク分布を正規分布として静態的に固定化した上で、プライム層とサブプライム層への分化を自然現象であるかのように前提することが誤って

いるのである。2000年6月の上限金利引下げにも係らず大手貸金会社の高金利は是正されておらず、多重債務化のメカニズムが温存されていることが問題なのである。上限金利の引下げこそが借り手のプライム層からサブプライム層への「転落」を防止するのであり、上限金利規制によるサブプライム層の排除は発生しないのである。

第2に金融業における規模の経済性をこのような誤ったプライム層とサブプライム層への分化論で否定している点で二重の誤りを犯している。貸出業務における規模の経済性がとりわけ中小規模においては顕著であることは実証的に明らかである。消費者サービス研究所が提供する表1で見ても、借入金利息、貸倒損失では貸出規模別で大差ない一方で件費の格差が顕著である。効率化による低金利での貸出には一定の貸出規模が必要であることはそれこそ実証済みの経済理論であり、サブプライム層なるものを固定的に前提し、そこでの中小貸金業者間の競争原理の徹底を説いても、それは規模の経済性において構造的に高金利体質な中小貸金業者間の高金利貸出競争でしかないものであり、その競争は価格（金利）競争ではなく借入の容易性や強引な貸し込みで競われることになるのであり、それがさらに闇金融市場に追いやられる被害者を増大させることになるのである。

中小貸金業者擁護論として展開される高金利正当化論は、一方で、大手貸金業者の資金調達コストと借手の信用リスクを大きく超過した高金利貸付による巨額利益を正当化する論理となっている。表1を見ても、例えば、3000万 - 1億

表1 収益および費用の状況（1999年）総貸付残高に対する割合（％）

| 総貸付残高<br>(円) | サンプル<br>数 | 営業<br>収益 | 貸付金<br>利息 | その他<br>収益 | 営業<br>費用 | 借入金<br>利息 | 貸倒<br>損失 | 人件費  | 広告<br>宣伝費 | その他<br>経費 |
|--------------|-----------|----------|-----------|-----------|----------|-----------|----------|------|-----------|-----------|
| 3,000万未満     | 14        | 36.4     | 31.6      | 4.9       | 32.7     | 1.5       | 5.7      | 14.4 | 0.2       | 11.2      |
| 3,000万～      | 24        | 33.2     | 25.1      | 8.2       | 31.2     | 2.4       | 3.4      | 14.2 | 1.6       | 9.3       |
| 1億～          | 27        | 35.9     | 27.2      | 8.7       | 33.3     | 3.9       | 4.5      | 13.9 | 1.3       | 9.7       |
| 5億～          | 16        | 33.0     | 26.5      | 6.9       | 29.6     | 4.0       | 5.2      | 9.4  | 2.2       | 6.4       |
| 10億～         | 26        | 34.6     | 31.0      | 3.8       | 29.6     | 5.0       | 4.4      | 8.5  | 2.1       | 6.0       |
| 50億～         | 14        | 30.9     | 28.4      | 2.5       | 28.4     | 5.8       | 4.2      | 5.6  | 2.4       | 6.4       |
| 100億～        | 10        | 35.2     | 34.1      | 1.2       | 27.8     | 7.4       | 4.1      | 4.5  | 2.7       | 6.6       |
| 300億～        | 7         | 34.6     | 32.8      | 1.8       | 28.4     | 6.1       | 6.0      | 5.5  | 1.8       | 10.6      |
| 1,000億～      | 5         | 30.3     | 29.3      | 1.0       | 31.9     | 4.0       | 6.4      | 4.8  | 2.2       | 6.4       |
| 3,000億以上     | 4         | 24.5     | 23.5      | 1.0       | 14.1     | 2.1       | 3.1      | 2.4  | 1.3       | 5.3       |

未満の貸金業者と5000億以上の大手貸金業者を比較した場合、営業費用比率の格差が17.1%であるのに対して、貸付金利息率の格差は1.6%でしかない。営業収益比率で見ても、両者の格差は8.7%でしかなく、この結果、大手は10%を超える利ざやを確保しえているのである。最大手のプロミスの場合を見ても、調達金利が1.95%、貸倒れ費用5.77%（不良債権額約675億円を上回る777億円の貸倒引当金を積んでいる！）その他営業費用7.56%の一方で平均利回り22.68%の貸出を行うことで7.4%という高水準の利益率を確保しているのである。

### 終わりに

高金利正当化論は、2000年6月の上限金利引下げ以降に闇金融被害が増大したことをもって、上限金利引下げによるハイリスク層排除論の正しさを主張する。しかしこの時期は、小泉構造改革による痛みが国民生活を直撃し、失業率の増大、収入の低下などによって貯蓄なし家計が急増するなど国民の貧困化が急速に進んだ時期であった。そのなかで高金利による借入という「落とし穴」に追い込まれる国民が急増し、そして大手貸金業者から中小貸金業者、最終的には闇金融業者という借手を多重債務化による破綻へと追い込む共犯的なメカニズムが働いてきたのである。

この落とし穴をどうふさぐかが最優先課題であり、その柱の一つが高金利の是正に他ならない。借手の返済能力を高め、返済能力に見合った金利負担が必要なのであり、その課題を市場原理に委ねることはできないのである。